

小学校接続加算Q & A集

【第3版】

重要：Q&Aの文言の表記を以下の通り変更します。

【第2版まで】スタートカリキュラム

【第3版から】架け橋カリキュラム（小1）

※小学校には、スタートカリキュラムというカリキュラムが別にある混同しやすいので、名称の表記を変更します。

川崎市こども未来局

保育・幼児教育部保育第1課

令和8年3月

Q 1) 小学校接続加算の具体的な加算要件はどのようなものか。

A 1) 小学校との連携・接続に係る取組を行う施設を対象としており、具体的な加算要件は次のとおりです。i～iiの要件を満たす場合と、i～iiiの要件を満たす場合で、加算される額が異なります。

- i 小学校との連携・接続に関する業務分掌を明確にすること。
- ii 授業・行事、研究会・研修等の小学校との子ども及び教職員の交流活動を実施していること。
- iii 小学校と協働して、5歳児から小学校1年生の2年間（2年以上を含む。）のカリキュラムを編成・実施していること（小学校との継続的な協議会の開催等により具体的な編成に着手していると認められる場合を含む。）。

※小学校と協働して策定する5歳児から小学校1年生のカリキュラム（架け橋期のカリキュラム）については、以下 URL にある資料を参照ください。

[幼保小の架け橋プログラム：文部科学省 \(mext.go.jp\)](https://www.mext.go.jp)

- ・幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き（初版）
- ・幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引きの参考資料（初版）
- ・幼保小の架け橋プログラム事業の各自治体の取組概要資料、中間成果報告会資料

Q 2) 加算額はいくらになるのか。

A 2) 上記の要件 i～ii を満たす場合と、i～iii を満たす場合で、加算される額が異なります。加算額の計算方法は以下のとおりです。

要件 i～ii を満たす場合：40,380÷3月初日の利用子ども数

要件 i～iii を満たす場合：317,130÷3月初日の利用子ども数

※3月初日の利用子どもの単価に加算

Q 3) 小学校との交流活動をオンラインで実施した場合は加算の要件を満たすものとしてよいのか。

A 3) 「交流活動」をオンラインで実施した場合も、**対面により実施した場合と同様に**要件を満たしたこととなります。また、オンラインのほか、ビデオレターや手紙の授受も同様に取り扱うこととします。

Q 4) 小学校との交流活動を予定していたが、諸事情により行うことができなかった場合はどうなるか。

A 4) 交流活動を行うことが必要になりますので、予定のまま実施できなかった場合は

加算要件を満たしていないこととなり、当該加算額は戻入していただくこととなります。年度内に交流活動を行えるよう小学校と調整してください。

Q5) 卒園した児童が通学することが想定される全ての小学校と連携・接続する必要があるか。

A5) 卒園した児童が通学すると考えられる小学校との接続・連携を想定していますが、卒園した児童が通学すると考えられる全ての小学校との接続まで求めるものではありません。

Q6) 当該施設に5歳児が在籍していない場合は要件を満たさないか。

A6) 当該年度において5歳児が在籍していなくても、5歳児が在籍した場合を見据えて小学校と協働してカリキュラム（架け橋期のカリキュラム）を策定していることを確認できる場合には加算を取得できます。

5歳児が在園していない園

要件 ii：5歳児クラスではない他のクラスが小学校との交流をしていれば加算可能

要件 iii：カリキュラムを編成していれば加算可能。実施は伴わなくてよい

5歳児が在園している園

要件 ii：5歳児クラスが小学校との交流をしていれば加算可能

要件 iii：カリキュラムの編成と実施をしていれば加算可能

Q7) 令和6年度から要件が一部変わっているが、提出書類に変更はあるか。

A7) 要件 i、ii については、変更ありません。要件 iii については、小学校と協働して編成したカリキュラムの提出が必要になります（編成に向け着手している段階の場合は、小学校との継続的な協議会の開催等により具体的な編成に着手していることがわかる書類（Q9、Q10、Q11、Q12 参照））。

Q8) 小学校との協議は1対1で行う必要があるか。

A8) 必ずしも各施設と小学校が1対1で個別に協議をすることを求めるものではなく、校区・地域のまとまりで協議を行うことも差し支えありません。

Q9) 要件 iii の小学校と協働して、5歳児から小学校1年生の2年間（2年以上を含む。）のカリキュラムを編成・実施していること、とはどういう状態か。

A9) 施設、小学校共に協働してカリキュラムの編成を終え、施設がカリキュラムに沿った保育を実施している状態になります。施設側だけがアプローチカリキュラムの編成を終えていても、満たせたことにはならず、編成にあたり協働した小学校の※「架け橋カリキュラム（小1）」が編成され、かつ施設でカリキュラムに沿った保育が実施され

ている状態を示します。

アプローチカリキュラムのみ編成されているが、小学校の「架け橋カリキュラム(小1)」が編成されていない場合、また双方ともにカリキュラムの編成は終わっているが、施設がカリキュラムに沿った保育を実施していない場合(編成終了の翌年度から実施するなど)は、着手の状態となります。

※【第2版】Q Aまでは、小学校のカリキュラムは「スタートカリキュラム」と表記しておりましたが、小学校には、もともとスタートカリキュラムが別にあることから、区別するため「架け橋カリキュラム(小1)」と表記します。

Q 1 0) 要件 iii のカッコ内、小学校との継続的な協議会の開催等により具体的な編成に着手していると認められる場合とはどのような場合か。

A 1 0) 要件 iii については、原則カリキュラムを編成・実施していることが必要です。例外として編成・実施に向け、各区の主催する幼保小連携実務担当者連絡会で施設と小学校が協議を行い、その後も継続的に小学校との協議を続けている場合や、小学校と独自の協議会やメール等により協議を継続的に行っている場合等となります。(他の施設が参加していても構いません。) 協議会の規模については、Q 8 を参照してください。

Q 1 1) 具体的な編成に着手していることがわかる書類とはどのようなものか。

A 1 1) 各区の主催する幼保小連携実務担当者連絡会に出席し、施設と小学校とがカリキュラム編成に向けた協議を行った場合は連絡会の次第を提出してください。小学校と独自に協議を行った場合は議事録を提出していただきます。いつ、誰が、どのような内容について協議をしたのかが分かる議事録を提出してください。継続的な協議をしていることが前提になりますが、資料の提出については複数回分を提出していただく必要はありません。

(※審査にあたっては、幼保小連携実務担当者連絡会の出席状況など審査に必要な事柄について各区より別途情報提供を受けて行います。申請内容と相違がある場合加算が認められない場合があります。)

Q 1 2) 挙証資料はなにが必要か。

A 1 2)

要件	提出書類(挙証資料)
要件 i	業務分掌(小学校接続の担当者が明記されているもの)
要件 ii	なし(小学校接続加算申請書への記載のみ)
要件 iii	別表を参照

Q 1 3) カリキュラム編成にあたり、どこの小学校とどのように協議を進めればよいのか分からない

A 1 3) 施設と小学校の位置関係や小学校に対する園数の違いなど、区や地域によって状況が違うこともあるので、施設所在の学区の小学校と連携が難しい場合もあります。どこの学校と連携していくか、どのように進めるかについては、区役所の保育総合支援担当もしくは保育・子育て総合支援センターに御相談ください。

Q 1 4) カリキュラムの内容について相談したい。

A 1 4) カリキュラムの内容についてのご相談は、施設所在の区役所の保育総合支援担当もしくは保育・子育て総合支援センターにて承ります。

Q 1 5) カリキュラムの編成が終わったら、区や市に確認が必要か？

A 1 5) 特に必要ありません。

(完成したカリキュラムに、「〇年〇月〇日時点」「協働した小学校名」を入れてください。)

Q 1 6) 交流活動(要件 ii) やカリキュラム編成(要件 iii) を行うにあたり、複数の小学校と交流・協議をした場合、申請書にはどのように記載すればよいのか？

A 1 6) 複数の小学校と交流活動を行った場合や区が主催する幼保小連携実務担当者連絡会で協議した小学校と、実際にカリキュラム編成の協議を行った小学校が違う場合などが考えられますが、申請書に記載頂く小学校名はどちらでも構いません。どちらか一方の小学校名を記載してください。

Q 1 7) 小学校のカリキュラムとして、入学後2週間から数か月(1年未満)のカリキュラムが小学校から提供されました。このカリキュラムは、小学校が作成した「架け橋カリキュラム(小1)」として要件を満たすものですか？

A 1 7) 幼保小の架け橋期(5歳児から小学校1年生までの2年間)の教育の充実を図るため、5歳児のカリキュラムと小学校1年生のカリキュラムを一体的にとらえ、地域の幼児教育と小学校教育の関係者が連携・協働して、カリキュラム・教育方法の充実・改善を促進することを目指し、小学校接続加算の要件 iii を設けています。このことから、**1年に満たないカリキュラムは要件を満たすものとはいえません**ので、小学校1年生の「架け橋カリキュラム(小1)」ができるまでの間は、**別表の②-4 もしくは②-2で申請**してください。

別表(Q12・Q17関連)

状況	申請書該当 項目(※1)	1 施設が作成した または作成中の アプローチカリキュラム	2 小学校が作成した 架け橋カリキュラム(小1) (※3)	3 幼保小連携実務 担当者連絡会の次第	4 独自に行った協議 会等の議事録(※2)
施設と小学校のカリキュラムが完成し、施設 でカリキュラムに沿った保育を実施している	④	提出	提出	3、4どちらかを提出	
施設と小学校のカリキュラムは完成したが、 施設がカリキュラムに沿った保育を実施して いない	③	提出	提出	3、4どちらかを提出	
施設のカリキュラムが完成し、小学校が未完 成(実施、未実施共にこの項目になります)	②-4	提出	不要	3、4どちらかを提出	
施設のカリキュラムは作成中、小学校が完成 している	②-3	提出	提出	3、4どちらかを提出	
施設と小学校ともにカリキュラムを作成中	②-2	提出	不要	3、4どちらかを提出	
カリキュラムを作成する予定であるが、小学 校と協議している段階にとどまっている	②-1	不要	不要	3、4どちらかを提出	

※1 申請書の要件iiiのチェックボックスの該当項目になります。施設の状況により、申請書の該当項目を確認し、申請書にチェックしてください。

※2 小学校と独自に協議を行った場合は議事録を提出してください。いつ、誰が、どのような内容について協議をしたのかが分かる議事録を提出してください。

※3 小学校の「架け橋カリキュラム(小1)」は、小学校1年生1年間分のカリキュラムが必要になります。詳しくは Q17 を参照ください。